報告第５号

西宮市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程制定の件

西宮市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第３条第２項の規定により令和４年３月３１日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和４年４月13日提出

西宮市教育委員会
教育長　重　松　司　郎

西宮市教育委員会訓令第　　号

西宮市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

西宮市教育委員会事務専決規程（昭和５５年西宮市教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「市内又は近接地」を「日当不支給地域」に、「市外（近接地を除く。）出張」を「日当不支給地域以外の地域の出張」に改める。

付　則

この規程は、令和４年４月１日から実施する。

新旧対照表（西宮市教育委員会事務専決規程）

改　正　案

（略）

別表第１（第５条－第９条関係）

人事に関する共通専決事項表

専決事項			専決区分				
			教育長	教育次長	部長	課長	係長
１　休暇、欠勤、欠務（育児休業及び長期介護休暇を除く。）、遅刻及び早退の承認			教育長 教育次長	担当理事及び部長	課長	課員	
２　超過勤務等の命令及び復命			教育長 教育次長	担当理事及び部長	課長	課員	
３　出張の命令及び復命	（１）　宿泊を要する出張		教育長 教育次長（随行者を含む。）	担当理事及び部長（随行者を含む。）	課長（随行者を含む。）	課員	
	（２）　宿泊を要しない出張	ア　日当不支給地域の出張	教育長	教育次長 担当理事及び部長	課長	係長	係員
		イ　日当不支給地域以外の地域の出張	教育長	教育次長 担当理事及び部長	課長	課員	
４　附属機関構成員の出張の命令及び復命					宿泊を要するもの	宿泊を要しないも	

現　　行

（略）

別表第１（第５条－第９条関係）

人事に関する共通専決事項表

専決事項			専決区分				
			教育長	教育次長	部長	課長	係長
１　休暇、欠勤、欠務（育児休業及び長期介護休暇を除く。）、遅刻及び早退の承認			教育長 教育次長	担当理事及び部長	課長	課員	
２　超過勤務等の命令及び復命			教育長 教育次長	担当理事及び部長	課長	課員	
３　出張の命令及び復命	（１）　宿泊を要する出張		教育長 教育次長（随行者を含む。）	担当理事及び部長（随行者を含む。）	課長（随行者を含む。）	課員	
	（２）　宿泊を要しない出張	ア　市内又は近接地の出張	教育長	教育次長 担当理事及び部長	課長	係長	係員
		イ　市外（近接地を除く。）出張	教育長	教育次長 担当理事及び部長	課長	課員	
４　附属機関構成員の出張の命令及び復命					宿泊を要するもの	宿泊を要しないも	

				の	
5　部内人事の調整(○)			全部		
6　会計年度任用職員、臨時的任用職員及び嘱託員の任用の内申(◎)				全部	
7　所属職員の職場研修の計画及び実施	委員会内の研修		部内の研修	課内の研修	
8　組織の変更の内申(○)			全部		

専決事項の欄中、○印は総括課の専管事項を、◎印は総括課又は予算経理課の専管事項を示すものとする。別表第３において同じ。

（略）

				の	
5　部内人事の調整(○)			全部		
6　会計年度任用職員、臨時的任用職員及び嘱託員の任用の内申(◎)				全部	
7　所属職員の職場研修の計画及び実施	委員会内の研修		部内の研修	課内の研修	
8　組織の変更の内申(○)			全部		

専決事項の欄中、○印は総括課の専管事項を、◎印は総括課又は予算経理課の専管事項を示すものとする。別表第３において同じ。

（略）